平成２５年（フ）第１０５６号
京都市中京区壬生御所ノ内町10―17、開始決定記載の住所京都市左京区田中東高原町51番地
破産者　平岩須美子
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４６１号
奈良市東九条町704番地の９
破産者　國富富美子
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１１００号
広島市安佐北区口田３丁目49番12号
破産者　越智奈穂美
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２号
島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷328番地
破産者　山田　光伸
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所西郷支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第４４号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東２丁目27番15号
破産者　藤岡　建治
1　破産債権の届出期間　平成26年７月15日まで
2　一般調査期日　平成26年９月12日午前10時40分
平成26年６月13日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第８３７号
大阪府八尾市末広町２丁目８番70号
破産者　藤野　聡史
1　破産債権の届出期間　平成26年７月17日まで
2　一般調査期日　平成26年８月21日午後３時
平成26年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４５号
大阪府和泉市和気町１丁目25番40号
破産者　田中　　茂
1　破産債権の届出期間　平成26年７月17日まで
2　一般調査期日　平成26年９月２日午後１時30分
平成26年６月17日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３２５号
大阪府貝塚市東106番地１
破産者　片山タマ子
1　破産債権の届出期間　平成26年７月17日まで
2　一般調査期日　平成26年８月５日午後２時
平成26年６月17日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
大阪府東大阪市柏田東町７番５号ファミリア東大阪211号、申立時の住所大阪市東成区大今里南４丁目17番26―814号
破産者　阪口惠美子
1　破産債権の届出期間　平成26年７月22日まで
2　一般調査期日　平成26年８月28日午後３時30分
平成26年６月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５号
神戸市須磨区北落合１丁目４番48号　農住Ｅ―206号
破産者　森　　優子
1　破産債権の届出期間　平成26年７月22日まで
2　一般調査期日　平成26年９月４日午前10時
平成26年６月17日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８６号
長崎県大村市日泊町1627番地３、不動産登記簿上の住所長崎市中里町1182番地１エヌキュウ長崎202号
破産者　有限会社トワニー
1　破産債権の届出期間　平成26年７月31日まで
2　一般調査期日　平成26年９月17日午後２時
平成26年６月18日
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第８８２号
堺市堺区香ヶ丘町５丁２番10号、前住所堺市北区北花田町３丁26番地14
破産者　岡田　全功
1　破産債権の届出期間　平成26年８月７日まで
2　一般調査期日　平成26年10月９日午前10時30分
平成26年６月17日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８８３号
堺市堺区香ヶ丘町５丁２番10号、前住所堺市北区北花田町３丁26番地14
破産者　岡田　美榮
1　破産債権の届出期間　平成26年８月７日まで
2　一般調査期日　平成26年10月９日午前10時30分
平成26年６月17日
大阪地方裁判所堺支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第１５号
山口県岩国市麻里布町４丁目４番13号、住民票上の住所山口県岩国市麻里布町１丁目６番24―201号
破産者　堀江　松子
異議申述期間　平成26年７月28日まで
平成26年６月18日　山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第２２号
広島市佐伯区三宅５丁目367番地11
破産者　前坂工業株式会社
異議申述期間　平成26年７月28日まで
平成26年６月18日　山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第３５号
松江市学園南１丁目３番35号
破産者　佐伯　英俊
異議申述期間　平成26年８月13日まで
平成26年６月18日　　松江地方裁判所民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１８１号
千葉県浦安市舞浜２―33―10、住民票上の住所千葉県浦安市明海４丁目２番11―2503号望海の街
破産者　北川　　勇
免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
平成26年６月12日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

免責許可決定

平成２６年（フ）第２４号
愛知県一宮市大毛字小山69番地３
破産者　武田博こと　**袞**　　炳学
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２０２２号
東京都目黒区柿の木坂２丁目12番12号
清算株式会社　株式会社内郷管財
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第４号
愛媛県松山市竹原２丁目１番19号
清算株式会社　株式会社松韻
代表清算人　二神　一誠
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
松山地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第２００８号
東京都中央区日本橋箱崎町17番９号
清算株式会社　株式会社アイ・エー・エム
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　本件協定債権の定義
平成26年２月26日（特別清算開始決定日）までの原因に基づいて発生した債権を本件協定債権とする（以下、本件協定債権を有する債権者を「本件協定債権者」という）。